

2022年1月20日

課外活動団体 御中

神奈川大学
学生生活支援部

【重要】「まん延防止等重点措置」適用後の本学課外活動について

新型コロナウイルスの感染拡大により、日本国内における1日あたりの新規感染者数は、1月18日に3万人を超え過去最多を更新しました。これに伴い、政府は1月21日（金）から神奈川県を含む13都府県に対し「まん延防止等重点措置」を適用することを決定しました。

当該措置適用後の本学における課外活動については、12月3日付本学HP掲載「[【重要】12月6日以降の課外活動について](#)」の通りで変更はありませんが、“オミクロン株”等感染力の強い変異株の影響により、本学においても1月に入ってから新規感染者数および濃厚接触者数が200人を超える等、急速に感染が拡大している状況です。

課外活動団体の皆様におかれましても、引き続き下記の感染防止策を徹底することに加え、これまで以上に日常生活に注意して行動する等、感染予防に高い意識を持って取り組んでください。特に飛沫感染のリスクの高い活動（飲食を伴う懇親会・交流会等）については、屋内外を問わず絶対に行わないようお願いいたします。

本学も感染防止対策に引き続き取り組んでいきますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

● 感染防止策の徹底について

- ・『[課外活動における新型コロナ予防・感染拡大防止ガイドライン～公認団体（準公認団体含む）・公認サークル版～](#)』や『[新型コロナ感染者・濃厚接触者発生時の感染対策責任者対応マニュアル](#)』等の[各種ガイドラインの内容を再度確認し、感染防止策を徹底すること](#)。
- ・普段の活動において十分に感染防止対策がなされているか団体内で見直しを行うこと。
- ・公式戦や定期イベント等が直近に予定されておらず、団体内で活動再開の必要性が高いと判断されない場合は、対面による活動を実施しないこと。
- ・飲食を伴う[懇親会や交流会等、接触感染や飛沫感染のリスクが高い活動は、屋内外を問わず行わないこと](#)。
- ・練習試合や合同練習等の[学外者の入構を伴う学内施設での活動は行わないこと](#)。

※各種ガイドラインの遵守事項に違反した場合や新型コロナ感染者・濃厚接触者発生時の初動対応等に問題があると判断された場合、活動停止等の処分を科します。

【本件に関するお問い合わせ】

横浜キャンパス：kuykagai-ml@kanagawa-u.ac.jp

湘南ひらつかキャンパス：kukagai-shc@kanagawa-u.ac.jp

みなとみらいキャンパス：kagai-mm@kanagawa-u.ac.jp

以上